

29核管六第062号  
平成29年10月30日

原子力規制庁  
長官官房  
緊急事案対策室長 殿

公益財団法人 核物質管理センター  
六ヶ所保障措置セン  
所長（原子力防災管理者） 東 峯 [REDACTED]

六ヶ所保障措置センター原子力事業者防災業務計画の修正中における  
暫定的な運用について

原子力災害対策特別措置法の関連規則の改正に伴って「六ヶ所保障措置センター原子力事業者防災業務計画」の修正手続きを進めておりますが、関連規則の施行日（平成29年10月30日）までに原子力規制委員会殿へ原子力事業者防災業務計画の修正の届出が出来ない状況にあります。

つきましては、関連規則の施行日から原子力規制委員会殿への修正に係る届出までの間、修正案の内、「緊急時活動レベル（EAL）」、「通報等様式」及び「緊急時対策所及び原子力災害対策支援拠点並びに各拠点に係る非常用電源等」により暫定的に運用することについて、青森県殿及び六ヶ所村殿から了承を得られましたので、事務連絡「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」等の施行に伴う通報等の運用について（平成29年8月1日付）に基づき御報告致します。

添付資料（原子力事業者防災業務計画修正案より抜粋）

- ① 緊急時活動レベル（EAL）（別表-1、2、3）
- ② 通報等様式（別記様式-6、7）
- ③ 緊急時対策所及び原子力災害対策支援拠点並びに各拠点に係る非常用電源等（本文抜粋、別図-2(3)、別表-6(1)、別表-6(2)、別表-8(3)）

以上

① 緊急時活動レベル (EAL)

別表—1

警戒事象（原子力災害対策指針に定める警戒事態を判断する連絡基準）

原災法関連省令、原子力災害対策指針は以下の通り略して別表中に示す。

- ・原子力災害対策指針は「指針」、また指針で示す緊急時活動レベルは「E A L」  
という。

E A Lの基準	E A L設定の考え方
<p>指針 警戒事態を判断する E A L① 当該原子力事業所所在市町村において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合。</p>	<p>・六ヶ所村において震度 6 弱以上の地震が発生した場合。</p>
<p>指針 警戒事態を判断する E A L② 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p>	<p>・青森県太平洋沿岸（六ヶ所村の前面海域）の津波予報区において大津波警報が発表された場合。</p>
<p>指針 警戒事態を判断する E A L④ オンラインサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。</p>	
<p>指針 警戒事態を判断する E A L⑤ その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>・同左</p>

別表—2

原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準

原災法関連省令、原子力災害対策指針は以下の通り略して別表中に示す。

- ・原子力災害対策指針は「指針」、また指針で示す緊急時活動レベルは「E A L」という。
- ・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則は「通報規則」という。
- ・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令は、「業務計画等命令」という。
- ・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令は、「外運搬通報省令」という。

E A Lの基準	E A L設定の考え方
<p>政令第4条第4項第1号</p> <p>第1項に規定する基準以上の放射線量が第2項又は前項の定めるところにより検出されたこと。</p>	
<p>政令第4条第1項</p> <p>法第10条第1項の政令で定める基準は<math>5 \mu \text{Sv}/\text{h}</math> の放射線量とする。</p>	<p>モニタリングポスト(MP-2、6)で以下の放射線量が検出された場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<math>5 \mu \text{Sv}/\text{h}</math>以上(単位時間(2分以内のものに限る)ごとの測定値を1時間当たりの数値に換算)</li> </ul> <p><math>1 \mu \text{Sv}/\text{h}</math>以上の放射線量を検出した場合は、中性子線を測定し放射線測定設備の測定値と合算すること。</p> <p>ただし、落雷の影響は除く。</p>
<p>政令第4条第2項</p> <p>法第10条第1項の規定による放射線量の検出は法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、それぞれ単位時間(2分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間当たりの数値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上のものとなっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合その他原子力規制委員会で定める場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p>	
<p>指針 施設敷地緊急事態を判断するE A L①</p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)。</p>	

E A Lの基準	E A L設定の考え方
<p>政令第4条第4項第2号</p> <p>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第1項に規定する放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p>	<p>「原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所」とは、日本原燃再処理施設と接続している排気ダクトをいう。</p>
<p>第1項に規定する放射線量： <math>5 \mu \text{Sv/h}</math></p> <p>指針 施設敷地緊急事態を判断するE A L①</p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p>	<p>排気ダクトにおいて排気ダストモニタで放射線量が <math>5 \mu \text{Sv/h}</math> 以上に相当する濃度となる計数率*が検出された場合（累積して検出すること）。</p> <p>* <math>\alpha</math> 線：<math>1.80 \times 10^7 \text{min}^{-1}</math>  <math>\beta</math> 線：<math>4.80 \times 10^9 \text{min}^{-1}</math></p> <p>なお、上記の計数率は、<math>\alpha</math> 線又は<math>\beta</math> 線が単一で計数した場合の計数率である。<math>\alpha</math> 線と<math>\beta</math> 線が同時に計数された場合は、以下の式が成り立つ場合が該当する。</p> $\frac{\alpha \text{線計数率}}{1.80 \times 10^7} + \frac{\beta \text{線計数率}}{4.80 \times 10^9} \geq 1$

E A Lの基準	E A L設定の考え方
<p>政令第4条第4項第3号</p> <p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として原子力規制委員会規則で定める区域をいう。）外の場所（前号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>イ <math>50 \mu \text{Sv}/\text{h}</math></p> <p>ロ 当該場所における放射能水準が <math>5 \mu \text{Sv}/\text{h}</math> の放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質</p>	<p>管理区域外で以下の放射線量又は放射性物質が検出された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <math>50 \mu \text{Sv}/\text{h}</math> 以上（10分間以上継続）</li> <li>・ 放射性物質の濃度が空気中の濃度限度の50倍以上の値に達したとき。<math>(5 \mu \text{Sv}/\text{h} \text{ 以上に相当する濃度})</math></li> <li>・ 放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難な場合、<math>50 \mu \text{Sv}/\text{h}</math> 以上（10分間継続）</li> </ul> <p>若しくは濃度限度の50倍以上が検出される蓋然性が高い場合。</p>
<p>指針 施設敷地緊急事態を判断するE A L①</p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p>	<p>「その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、使用施設等の安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。</p>
<p>通報規則第7条第1項第1号又</p> <p>指針 施設敷地緊急事態を判断するE A L②</p> <p>その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>「原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは、使用施設等に影響を及ぼすおそれにより放射線または放射性物質が放出されうる状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。</p>

E A Lの基準	E A L設定の考え方
<p>通報規則第7条第1項第2号 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体及び再処理施設の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。</p> <p>指針 施設敷地緊急事態を判断するE A L① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用施設等における核燃料物質の取扱い中において核燃料物質の質量管理による管理が損なわれる状態、その他の臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）の発生の蓋然性が高い状態。</li> </ul>
<p>政令第4条第4項第4号 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100<math>\mu</math>Sv/h以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>外運搬通報省令第2条第1項 政令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所外運搬に使用する容器から1m離れた地点で100<math>\mu</math>Sv/h以上の放射線量が火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出されたこと、又は火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み政令第4条第4項第4号の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</li> </ul>
<p>外運搬通報省令第2条第2項 火災・爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み政令第4条第4項第5号の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>外運搬通報省令第3条 令第4条第4項第5号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所外運搬に使用する容器から放射性物質の漏えい又は漏えいの蓋然性が高い場合。</li> </ul>

係る細目等を定める告示（平成二年科学技術庁告示第五号）第三条並びに第五条第一項第一号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第二項第一号、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示（昭和五十二年運輸省告示第五百八十五号）第四条並びに第十一条第一項第一号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第二項第一号並びに航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千九十四号）第四条並びに第七条第一項第一号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第二項第一号に規定する核燃料物質等の運搬を除く。）に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。

別表—3

## 原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の基準

原災法関連省令、原子力災害対策指針は以下の通り略して別表中に示す。

- ・原子力災害対策指針は「指針」、また指針で示す緊急時活動レベルは「E A L」という。
- ・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則は「通報規則」という。
- ・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令は、「業務計画等命令」という。
- ・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令は、「外運搬通報省令」という。

E A Lの基準	E A L設定の考え方
<p>政令第6条第3項第1号</p> <p>法第15条第1項第1号の政令で定める基準は次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。</p> <p>一 第4条第4項第1号に規定する検出された放射線量又は第1項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量（これらの放射線量のいずれかが、2地点以上において又は10分間以上継続して検出された場合に限る。）  <math>5 \mu \text{Sv}/\text{h}</math></p> <p>二 （以下、略）</p> <p>指針 全面緊急事態を判断するE A L①</p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p>	<p>モニタリングポスト (MP-2, 6) で以下の放射線量が検出された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <math>5 \mu \text{Sv}/\text{h}</math> 以上（1地点10分以上継続）</li> <li>・ <math>5 \mu \text{Sv}/\text{h}</math> 以上（2地点で検出）</li> </ul> <p>ただし、落雷の影響は除く。</p>

E A Lの基準	E A L設定の考え方
<p>政令第6条第4項第1号</p> <p>第4条第4項第2号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が前項第1号に定める放射線量に相当するものとして原子力規制委員会で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>指針「全面緊急事態を判断するE A L①」</p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p>	<p>「原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所」とは、日本原燃再処理施設と接続している排気ダクトをいう。</p> <p>排気ダクトにおいて排気ダストモニタで放射線量が <math>5 \mu \text{Sv/h}</math> 以上に相当する濃度となる計数率 * (累積して検出すること)。</p> <p>* <math>\alpha</math> 線 : <math>1.80 \times 10^7 \text{min}^{-1}</math>  <math>\beta</math> 線 : <math>4.80 \times 10^9 \text{min}^{-1}</math></p> <p>なお、上記の計数率は、<math>\alpha</math> 線又は<math>\beta</math> 線が単一で計数した場合の計数率である。<math>\alpha</math> 線と<math>\beta</math> 線が同時に計数された場合は、以下の式が成り立つ場合が該当する。</p> $\frac{\alpha\text{線計数率}}{1.80 \times 10^7} + \frac{\beta\text{線計数率}}{4.80 \times 10^9} \geq 1$

E A Lの基準	E A L設定の考え方
<p>政令第6条第3項</p> <p>法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第4条第4項第3号イに規定する検出された放射線量  <math>5 \text{ mSv/h}</math></p> <p>三 (略)</p>	
<p>政令第6条第4項第2号</p> <p>第4条第4項第3号に規定する場所において、当該場所におけるその放射能水準が <math>500 \mu\text{Sv/h}</math> の放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p>	<p>管理区域外で以下の放射線量又は放射性物質が検出された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <math>5 \text{ mSv/h}</math> 以上</li> <li>・ 放射性物質の濃度が空気中の濃度限度の5000倍以上濃度が検出されたとき。<math>(500 \mu\text{Sv/h} \text{ 以上に相当する濃度})</math></li> </ul>
<p>指針 全面緊急事態を判断するE A L①</p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)。</p>	

E A Lの基準	E A L設定の考え方
<p>通報規則第 14 条又</p> <p>指針 全面緊急事態を判断する E A L②</p> <p>その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>「その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、使用施設の安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。</p> <p>「原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象」とは、使用施設等に影響を及ぼすこと等放射線又は放射性物質が放出され又は放出されるおそれがある状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。</p>
<p>政令第 6 条第 4 項第 3 号</p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。</p> <p>指針 施設敷地緊急事態を判断する E A L①</p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 10 条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・核燃料物質が臨界状態にあるとき。</li> </ul>

E A Lの基準	E A L設定の考え方
<p>政令第6条第3項</p> <p>法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 第4条第4項第4号に規定する検出された放射線量 10mSv/h</p>	
<p>外運搬通報省令第4条</p> <p>令第6条第4項第4号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第二、別表第三、別表第四、別表第五、別表第六又は別表第七の第一欄に掲げるものに限る。)に応じ、それぞれ核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一の第三欄、別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一の第三欄、別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第三欄、別表第五の第二欄、別表第六の第二欄又は別表第七の第三欄に掲げる値の放射性物質が事業所外運搬(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和五十三年総理府令第五十七号)第三条第二項、危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和三十二年運輸省令第三十号)第八十条第二項及び航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)第一百九十四条第二項第二号イ(4)に規定する低比放射性物質又は表面汚染物の運搬を</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所外運搬に使用する容器から1m離れた地点で10mSv/h以上の放射線量が火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出されること。</li> <li>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して事業所外運搬に使用する容器から放射性物質の漏えい又は漏えいの蓋然性が高い場合。</li> </ul>

除く。)に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの  
蓋然性が高い状態にあることとする。

② 通報等様式

別記様式－6(1)

警戒事象発生連絡

(第 報)

平成 年 月 日

原子力規制委員会、青森県知事、六ヶ所村長、原子力防災専門官 殿

警戒事象該当事象連絡

連絡者名：公益財団法人核物質管理センター

六ヶ所保障措置センター原子力防災管理者  
連絡先：

警戒事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。

原子力事業所の場所及び名称		名称：六ヶ所保障措置センター（事業区分：使用施設） 場所：青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字沖付4-108
警戒事象の発生時刻		平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)
発生した警戒事象の概要	警戒事象の種類	<input type="checkbox"/> 六ヶ所村において震度6弱以上の地震が発生 <input type="checkbox"/> 青森県太平洋沿岸（六ヶ所村の前面海域）の津波予報区において大津波警報が発表 <input type="checkbox"/> その他（ ） )
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設、設備の状況等	施設の運転状態 発生前（ 核燃料物質等の使用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ） 発生後（ 核燃料物質等の使用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ） 排気ダストモニタの指示値 □調査中 <input type="checkbox"/> 変化なし <input type="checkbox"/> 変化有 （該当検出器名： ( $\text{min}^{-1}$ ⇒ $\text{min}^{-1}$ ) ) モニタリングポストの指示値 □調査中 <input type="checkbox"/> 変化なし <input type="checkbox"/> 変化有 （該当局舎： ( $\mu \text{Sv}/\text{h}$ ⇒ $\mu \text{Sv}/\text{h}$ ) )
その他警戒事象の把握に参考となる情報		

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

## 別記様式一6(2)

## 特定事象発生通報（使用施設）(第 報)

平成 年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事、六ヶ所村長、関係機関の長 殿

第10条通報

- 第10条事象発生  
 第15条事象発生

通報者名：公益財団法人核物質管理センター

六ヶ所保障措置センター原子力防災管理者  
連絡先：

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の場所及び名称	名称：六ヶ所保障措置センター（事業区分：使用施設） 場所：青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字沖付4-108	
特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻	平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)	
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	
	想定される原因	<input type="checkbox"/> 故障 <input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 爆発 <input type="checkbox"/> 誤操作 <input type="checkbox"/> 漏えい <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 調査中 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設、設備の状況等	施設の運転状態 発生前 ( 核燃料物質等の使用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ) 発生後 ( 核燃料物質等の使用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ) 排気ダストモニタの指示値 <input type="checkbox"/> 確認中 <input type="checkbox"/> 変化なし <input type="checkbox"/> 変化有 (該当検出器名： ( $\text{min}^{-1}$ ⇒ $\text{min}^{-1}$ ) ) モニタリングポストの指示値 <input type="checkbox"/> 確認中 <input type="checkbox"/> 変化なし <input type="checkbox"/> 変化有 (該当局舎： ( $\mu \text{Sv}/\text{h}$ ⇒ $\mu \text{Sv}/\text{h}$ ) )
その他特定事象の把握に参考となる情報		

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

## 別記様式-6(3)

## 特定事象発生通報(事業者外運搬)

(第 報)

平成 年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿  
関係機関の長 殿

第10条通報

- 第10条事象発生  
 第15条事象発生

通報者名: 公益財団法人核物質管理センター

六ヶ所保障措置センター原子力防災管理者  
連絡先:

事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の場所及び名称	名称: 六ヶ所保障措置センター (事業区分: 使用施設) 場所: 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字沖付4-108
特定事象の発生箇所	
特定事象の発生時刻	平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)
発生した特定事象の概要	<p>特定事象の種類</p> <p>想定される原因 <input type="checkbox"/> 事故 <input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 爆発 <input type="checkbox"/> 調査中 <input type="checkbox"/> その他 ( )</p> <p>検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設、設備の状況等</p> <p>線量の状況  <input type="checkbox"/> 確認中 <input type="checkbox"/> 変化なし  <input type="checkbox"/> 変化有 (□ <math>\gamma</math> 線 (<math>\mu\text{Sv/h}</math>) <input type="checkbox"/> 中性子線 (<math>\mu\text{Sv/h}</math>))            汚染の状況  <input type="checkbox"/> 確認中 <input type="checkbox"/> 変化なし  <input type="checkbox"/> 変化有 (□ <math>\alpha</math> 線 (<math>\text{min}^{-1}</math>) <input type="checkbox"/> <math>\beta</math> 線 (<math>\text{min}^{-1}</math>))            その他</p>
その他特定事象の把握に参考となる情報	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

## 別記様式一6(4)

## 警戒事象経過連絡

(第 報)

平成 年 月 日

原子力規制委員会、青森県知事、六ヶ所村長、原子力防災専門官 殿

警戒事象発生後の経過連絡

連絡者名：公益財団法人核物質管理センター

六ヶ所保障措置センター原子力防災管理者  
連絡先：

原子力災害対策指針に基づき、警戒事態該当事象発生後の経過を以下のとおり連絡します。

原子力事業所の場所及び名称	名称：六ヶ所保障措置センター（事業区分：使用施設） 場所：青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字沖付4-108
警戒事象の発生箇所	
警戒事象に対する取扱い概要	緊急時対策所の設置 緊急時対策所の設置： <input type="checkbox"/> 設置済 <input type="checkbox"/> 設置中
	被災者等： <input type="checkbox"/> 有（被ばく者名、負傷者名） <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 調査中 対応措置： <input type="checkbox"/> 除染 <input type="checkbox"/> 避難 <input type="checkbox"/> 医療機関への搬送（ <input type="checkbox"/> その他（                  ））
	警戒事象の拡大防止措置の状況 拡大防止措置： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 対応内容：
	放射線量等の測定に関する措置状況 原子力防災資機材の準備： <input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 実施中 <input type="checkbox"/> 未実施
	放射線物質によって汚染された設備等の除染に関する措置状況 汚染発生： <input type="checkbox"/> 調査中 <input type="checkbox"/> 有 ( $\alpha$ 線 $\text{min}^{-1}$ 、 $\beta$ 線 $\text{min}^{-1}$ ) <input type="checkbox"/> 無 対応措置：
	警戒事象発生施設・設備の措置状況 <input type="checkbox"/> 分析作業停止 <input type="checkbox"/> その他（                  ）
	その他警戒事象に関連して講じた措置の状況 その他の措置： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 対応措置：
事業所境界及びその他周辺における放射線等の現状	排気ダストモニタの指示値 <input type="checkbox"/> 確認中 <input type="checkbox"/> 変化なし <input type="checkbox"/> 変化有（該当検出器名：（ $\text{min}^{-1} \Rightarrow \text{min}^{-1}$ ）） モニタリングポストの指示値 <input type="checkbox"/> 確認中 <input type="checkbox"/> 変化なし <input type="checkbox"/> 変化有（該当局舎：（ $\mu\text{Sv}/\text{h} \Rightarrow \mu\text{Sv}/\text{h}$ ））
その他の施設の現状等	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

## 別記様式－7 (1)

## 特定事象に伴う応急措置の概要報告（使用施設）

(第 報)

平成 年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事、六ヶ所村長、関係機関の長 殿

第25条報告

報告者：公益財団法人核物質管理センター  
 六ヶ所保障措置センター原子力防災管理者  
 連絡先：

平成 年 月 日に特定事象の発生について通報いたしました件に関しまして、原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、当該事象の応急措置の概要をご報告いたします。

原子力事業所の場所及び名称		名称：六ヶ所保障措置センター（事業区分：使用施設） 場所：青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字沖付4-108
特定事象の発生箇所		
特定事象に対して取った応急措置の概要	緊急時対策所の設置状況	緊急時対策所の設置 <input type="checkbox"/> 設置済 <input type="checkbox"/> 設置中
	被災者等に対する措置状況	被ばく者の状況 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（被ばく者名 要救助者名） 措置内容 <input type="checkbox"/> 避難済 <input type="checkbox"/> 避難中 <input type="checkbox"/> 医療機関への搬送 (確認日時：平成 年 月 日 時 分)
	特定事象の拡大防止措置の状況	
	放射線量等の測定に関する措置状況	
	放射性物質によって汚損された設備等の除染に関する措置状況	
	特定事象発生施設・設備の措置状況	
	その他特定事象に関して講じた措置の状況	
事業所境界及びその周辺における放射線量等の現状		別紙を参照
その他施設の現状等		別紙を参照

別紙-1

1. 事故時の運転状況等

事故発生時の工程	工程 設備
----------	----------

2. 施設の状態

項目	確認時刻（日 時 分）
その他の状況 ・臨界 ・火災 ・爆発 ・漏えい	
特記事項	

## 1. 放射性物質の状況

項目	評価時刻(日 時 分)
評価時刻での放出量(放出率) 希ガス(Bq/h) ヨウ素(Bq/h) 全α(Bq/h) 全β(Bq/h) 総量(Bq/h)	
評価時刻での放出量(濃度) 希ガス(Bq/cm <sup>3</sup> ) ヨウ素(Bq/cm <sup>3</sup> ) 全α(Bq/cm <sup>3</sup> ) 全β(Bq/cm <sup>3</sup> ) 総量(Bq/cm <sup>3</sup> )	
評価時刻での放出量 希ガス(Bq) ヨウ素(Bq) 全α(Bq) 全β(Bq) 総量(Bq) 放出継続時間(h) 放出開始時刻	
評価時刻以降の放出(予測) 希ガス(Bq) ヨウ素(Bq) 総量(Bq) 放出継続推定時間(h)	

## 2. 予測線量

種類	評価時刻(日 時 分)			
	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分
全身の外部被ばくによる予測 線量の最大地点	方位 Km mSv	方位 Km mSv	方位 Km mSv	方位 Km mSv
甲状腺の予測線量の最大地点	方位 Km mSv	方位 Km mSv	方位 Km mSv	方位 Km mSv

(施設側での計算値)

### 3. 放射線モニタの状況

- 注1) 必要な情報を順次追加記入し、空欄がなくなった場合には新しい用紙に記入するものとする。  
 注2) 場所がわかる資料も送付することとする。

排気筒モニタ	
排気筒モニタ	排気筒名 : cps
排気筒以外の放出場所の状況	場所名 : cps
・	・

固定式モニタリング設備地点					
$\gamma$ 線空間線量率	設備地点名				
	時 分	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	・ ・ ・
	時 分	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	・ ・ ・
	時 分	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	・ ・ ・
	・				

可動地点					
$\gamma$ 線空間線量率	測定地点名				
	時 分	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	・ ・ ・
	時 分	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	・ ・ ・
	時 分	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv/h	・ ・ ・
	・				

3. 放射線モニタの状況（続き）

可動地点（続き）					
中性子線空間線量率	測定地点名				
	時 分	$\mu \text{Sv}/\text{h}$	$\mu \text{Sv}/\text{h}$	$\mu \text{Sv}/\text{h}$	・・・
	時 分	$\mu \text{Sv}/\text{h}$	$\mu \text{Sv}/\text{h}$	$\mu \text{Sv}/\text{h}$	・・・
	時 分	$\mu \text{Sv}/\text{h}$	$\mu \text{Sv}/\text{h}$	$\mu \text{Sv}/\text{h}$	・・・
	・	・	・	・	・
ヨウ素濃度	測定地点名				
	時 分	$\text{Bq}/\text{cm}^3$	$\text{Bq}/\text{cm}^3$	$\text{Bq}/\text{cm}^3$	・・・
	時 分	$\text{Bq}/\text{cm}^3$	$\text{Bq}/\text{cm}^3$	$\text{Bq}/\text{cm}^3$	・・・
	時 分	$\text{Bq}/\text{cm}^3$	$\text{Bq}/\text{cm}^3$	$\text{Bq}/\text{cm}^3$	・・・
	・	・	・	・	・
その他測定項目	測定地点名				
項目	時 分				・・・
	時 分				・・・
	時 分				・・・
	時 分				・・・
	・	・	・	・	・

## 別記様式－7 (2)

## 特定事象に伴う応急措置の概要報告（事業所外運搬）

(第 報)

平成 年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿  
関係機関の長 殿

第25条報告

報告者：公益財団法人核物質管理センター  
六ヶ所保障措置センター原子力防災管理者  
連絡先：

平成 年 月 日に特定事象の発生について通報いたしました件に関しまして、原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、当該事象の応急措置の概要をご報告いたします。

特定事象に対して取つた応急措置の概要	原子力事業所の場所及び名称	名称：六ヶ所保障措置センター（事業区分：使用施設） 場所：青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字沖付4-108
	特定事象の発生箇所	
	緊急時対策所の設置状況	緊急時対策所の設置 <input type="checkbox"/> 設置済 <input type="checkbox"/> 設置中
	被災者等に対する措置状況	被ばく者の状況 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（被ばく者名 要救助者名） 措置内容 <input type="checkbox"/> 避難済 <input type="checkbox"/> 避難中 <input type="checkbox"/> 医療機関への搬送 (確認日時：平成 年 月 日 時 分)
	特定事象の拡大防止措置の状況	
	放射線量等の測定に関する措置状況	
	放射性物質によって汚損された設備等の除染に関する措置状況	
	特定事象発生施設・設備の措置状況	
	その他特定事象に関する講じた措置の状況	
事業所境界及びその周辺における放射線量等の現状		別紙を参照
その他施設の現状等		別紙を参照

別紙-1

1. 輸送容器の状態

項目	確認時刻（日 時 分）
・火 災 ・爆 発 ・漏えい	
特記事項	

2. 放射性物質又は放射線の放出状況

項目	確認時刻（日 時 分）
放射性物質	
放射線	

- ③ 緊急時対策所及び原子力災害対策支援拠点並びに各拠点に係る非常用電源等

【本文抜粋】

第2節 防災活動に使用する施設及び設備の整備

1. 緊急時対策所及び原子力事業者災害対策支援拠点等

(1) 緊急時対策所

原子力防災管理者は、緊急時対策所を別図-2(3)及び別表-6(1)に示す六ヶ所保障措置センターの安全対策室に設置する。

(2) 原子力事業者災害対策支援拠点

原子力防災管理者は、別図-2(3)及び別表-6(2)に示す六ヶ所保障措置センターの安全対策室以外の場所を原子力事業者災害対策支援拠点とする。

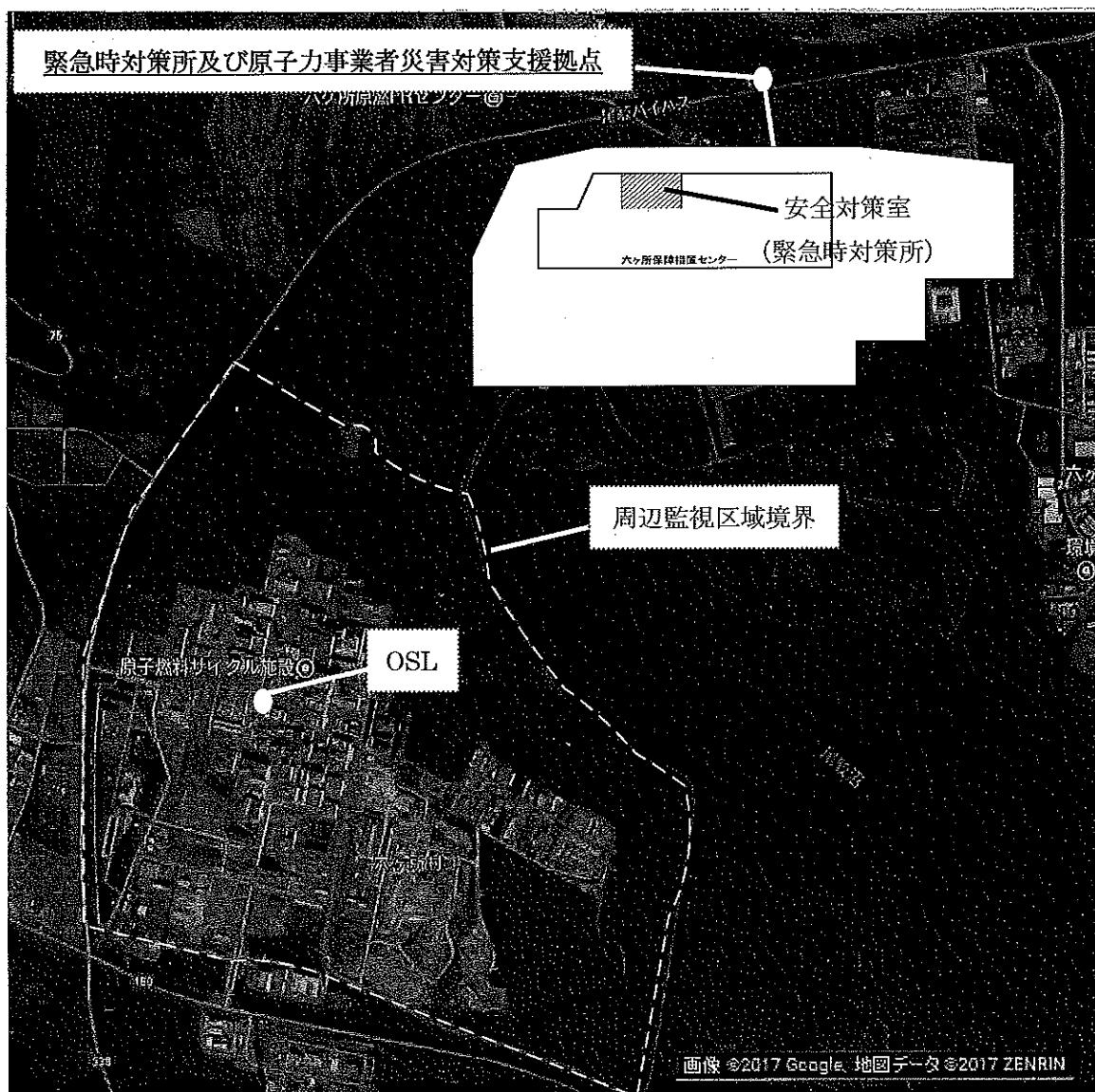
第3節 放射線測定設備その他必要な資機材の整備

3. その他の非常用通信機器及び非常用電源設備等

- (1) 原子力防災管理者は、別表-8(3)に掲げるその他の非常用通信機器及び非常用電源設備等に関して必要数量を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、地震等の自然災害が発生した場合に備えて常に使用可能な状態に整備する。
- (2) 原子力防災管理者は、緊急時においては非常用電源設備の燃料及び水・食料の備蓄量の使用状況を踏まえて、調達可能な小売店等から調達する。

別図－2 (3)

緊急時対策所及び原子力事業者災害対策支援拠点



※ 原子力事業者災害対策支援拠点の代替地は、平成32年度を目途に整備する。

別表-6 (1)

## 緊急時対策所（安全対策室）の概要

項目	仕様
広さ	床面積約 95m <sup>2</sup>
耐震安全性	III類 B 類乙類
敷地座高	約 57m
非常用電源	ディーゼル発電機
備蓄燃料	主燃料槽 1900ℓ、燃料小出槽 999ℓ (約 7 日間)
備蓄水・食料	49 人 × 7 日間分
六ヶ所保障措置分析所からの距離	北北東約 2.5 km

別表-6 (2)

## 原子力事業者災害対策支援拠点（安全対策室以外）の概要\*

項目	仕様
広さ	延べ床面積約 2300m <sup>2</sup>
耐震安全性	III類 B 類乙類
敷地座高	約 57m
備蓄水・食料	10 人 × 7 日間分

\* 非常用電源等は緊急時対策所と兼用

別表-8 (3)

## その他の非常用通信機器等一覧

その他の防災資機材の種類	数 量	点検頻度	保管場所
1. 非常用通信機器 衛星携帯電話 <sup>注1</sup>	1 台 1 台	1 回／年 1 回／年	安全対策室 再処理事業所 出入管理建屋 OSL 内全域
ペーディング装置	1 式	1 回／年	
2. 非常用電源設備 ディーゼル発電機 燃料(軽油)	1 台	1 回／年	RSC 機械室
3. 水・食料	59 人 × 7 日間分 <sup>注2</sup>	1 回／年	RSC 防災機材倉庫及び 休憩コーナー

注 1) 使用の際は、通信衛星と直接通信が可能な場所に配備し使用する。

注 2) 緊急時対策所及び原子力事業者災害対策支援拠点用を合わせた数量。

\* 原子力事業者災害対策支援拠点の代替地に配備する非常用電源設備等の設備は、平成 32 年度を目途に整備する。